

(別紙 13) 諸室整理票

豊橋市芸術文化交流施設ホールゾーン 諸室仕様

施設区分 : 主ホールエリア(A-1~26)、市民活動エリア(B-1~24)、共用エリア(C-1~5)、管理エリア(D-1~10)

施設区分	主ホールエリア	A-1
施設機能	主ホール機能	
諸室区分	舞台・客席関係	
室名	客席	
定員・規模	定員 : 700 席以上 800 席未満・規模 : 660 m ² 以上	
施設の概要	・舞台芸術を中心とした公演を鑑賞する空間	
主な開催事業	●公演 ・演劇、ダンス、ミュージカル（音楽劇）などの舞台芸術を中心とした公演	
室性能	室内騒音低減目標値 : NC-25	
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・客席は 700 席以上 800 席未満（内車椅子席 6 席程度）の固定席を基本とすること。ただし、750 席を超える席については立ち見席として計画することも可。 ・全ての客席から舞台（主舞台先端及び主舞台全体）が十分に見渡せるものとすること。 ・主舞台先端から客席最後列までの最大平面視距離を 20m程度とした客席形状とすること。 ・残響時間は 1.1 秒～1.3 秒（満席時）程度を想定すること。 ・客席内で行われる舞台照明や舞台音響の操作スペースや、TV 中継やビデオ録画用のカメラが設置されるスペース、また、オーケストラピットの設置（[A-3]参照）や脇花道の設置が想定される部分の客席については、可動客席として計画すること。 ・客席空間内に設置をする舞台設備については、要求水準書を参照とすること。 ・客席椅子については、長時間の公演においても快適な鑑賞環境を維持することができるよう形狀や材質について配慮すること。 ・隣り合う客席の間隔や列の前後間隔は、関係法令等を満たすのみでなく、高齢者等の移動や着席時の動作にも配慮した無理のない寸法を確保すること。 <p>◎本施設は豊橋市の顔となる施設であり、芸術文化を核として地域の文化的アイデンティティを構築・蓄積してゆく施設として位置付けられている。</p> <p>このため、主ホールの客席空間については、鑑賞条件や建築音響性能はもとより、デザイン的に優れた空間形狀であるとともに、空間に使用される内装材についても、豊橋市の顔となる施設であるということに十分な配慮を行ったうえで、舞台芸術の上演にふさわしい種類や材質などを選定することが求められる。（空間形狀はもとより、使用される内装材についても審査の対象となる。）</p>	

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	主ホールエリア	A-2	
施設機能	主ホール機能		
諸室区分	舞台・客席関係		
室名	多目的室（兼親子室）		
定員・規模	定員：6人以上		
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台鑑賞中に幼児や児童等が他の観客の鑑賞を妨げる場合に、保護者と共に一時的に待機するための室。 ・演出家やプロデューサーなどが公演の本番を視察するための室。 ・客席アナウンスや同時通訳、舞台写真の撮影なども行うことのできる室。 		
主な開催事業	※客席に準じる。		
室性能	室内騒音低減目標値：NC-30		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・客席の後方で舞台を十分に見渡せる場所に、客席空間とは壁・窓により区画した室として計画すること。 ・話し声やモニタースピーカからの再生音など、多目的室内の音が客席内に漏れない程度の遮音性能を確保すること。 ・室内の照明は調光可能とすること。 ・客席内の音（舞台の上演音）をモニターすることのできるスピーカを設けること。 ・室内で客席アナウンスや同時通訳が行えるように回線を設けること。（各利用の際に必要となる機器については整備する必要はない。） ・舞台連絡設備を備えること。 ・客席空間に面する窓は遮光カーテン等で仕切ることのできる仕様とすること。 		

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	主ホールエリア	A-3
施設機能	主ホール機能	
諸室区分	舞台・客席関係	
室名	オーケストラピット	
定員・規模	定員・規模：事業者の提案による	
施設の概要	・客席前方に仮設的に設けられるオーケストラ等の演奏スペース。	
主な開催事業	※客席に準じる。	
室性能	一	
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台先端から 4m程度（客席配置により調整）までの範囲の客席床は、取り外しが行えるよう に床パネル十束で構成し、固定の床を舞台レベル-2.3mのレベルに計画すること。 ・当該範囲の客席は可動客席として計画すること。 ・客席床パネル十束を取り外すことにより、中規模なミュージカル（音楽劇）やバレエ、オペラ 等の上演時に、舞台レベル-2.3mの位置に設けられた固定の床面を、オーケストラの演奏床（オ ーケストラピット）として使用できるように計画すること。 ・床パネルの形状は簡易に取り外すことができるよう配慮すること。ただし、床パネルはソリ やがたつき、端部の破損などが生じることのない構造で計画すること。 ・固定床部分には譜面灯用の電源を備えること。 ・演奏者が楽屋から観客エリアを通過することなくオーケストラの演奏床へアクセスできる動線を確 保すること。 ・オーケストラピットを構成した際に、観客が客席床面からオーケストラピット内に落下するこ とのないように、パネル状の脱着式手摺りを計画すること。 	

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	主ホールエリア	A-4			
施設機能	主ホール機能				
諸室区分	舞台・客席関係				
室名	舞台（主舞台・側舞台）				
定員・規模	規模：600 m ² 以上				
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・フライロフト：各種の舞台吊物設備や舞台照明設備を設置するための舞台上部空間。 ・すのこ：舞台上部で、舞台設備機器等を設置する簀の子状の床で構成された空間。 ・主舞台：主たる演技エリアで、観客席から見ることのできる舞台エリア。 ・側舞台（上手・下手）：主舞台の上手、下手に設ける演出を支援するための副舞台。 ・フライギャラリー：側舞台の上部に設けられる作業用通路。主舞台に対し、舞台横側から投光するための拠点。 ・脇花道（上手・下手）：仮設で脇花道を設ける。 				
主な開催事業	●公演　・演劇、ダンス、ミュージカル（音楽劇）などの舞台芸術を中心とした公演				
室性能	室内騒音低減目標値：NC-25（主舞台）				
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・プロセニアム形式の舞台を計画する。 ・舞台レベルは大道具等の搬出入に支障のない1階に計画する。 ・主舞台の広さは間口8間（14.4m）以上×奥行き9間（16.2m）以上とすること。 ・プロセニアム開口は間口8間（14.4m）以上、高さ約33尺（約10m）以上とする。 ・舞台床の積載荷重は500 kg/m²以上とすること。 ・舞台床は檜集成材（下地を含め一寸釘が効く厚みを確保）とし、床面は適宜着色すること。 ・舞台床を支える構造体は鉄骨フレームで構成すること。ただし、大引き材や根太材は木製とすること。 ・舞台床面6ヶ所程度に1,800 mm×1,800 mmの大きさの切穴を設けること。また、切穴はそりやはたつきの生じることのない構造で計画すること。 ・すのこの高さは幕設備や大道具等を飛ばす際に支障のない十分な高さを確保すること。 ・すのこには舞台吊物機構設備の巻取りマシン等の配置が想定をされるが、滑車及びワイヤーはすのこの天井部に配置し、床面には配置しないこと。（舞台照明設備等の他の設備機器も同様） ・すのこ床面から上部滑車や各種設備用ケーブルラック等の下端までの高さは最低2m以上確保すること。 ・側舞台（上手、下手）の広さは間口（主舞台に面している部分の長さ）9間（16.2m）×奥行き（主舞台に面している部分から壁までの長さ・主舞台の間口に平行な向き）6間（10.8m）程度を確保すること。 ・側舞台（上手、下手）の上部にはフライギャラリーを設けること。ただし、舞台床とフライギャラリ－下端との間は9,300 mm以上の有効寸法を確保すること。 ・フライギャラリー以外の側舞台有効天井高さについても舞台床+9,300 mm以上確保すること。（空調ダクトや設備機器等も9,300 mmを超えた高さに計画すること。） ・脇花道を設置した場合の鳥屋となる扉を客席内の上手・下手両方の客席壁面に設けること。 ・舞台空間から直接、奈落やフライギャラリー、すのこ、各客席内投光室に至ることのできる縦動線を確保すること。 ・舞台空間の壁面には舞台床+4,500 mmまで900 mm角ピッチのグリッドパイプ（48.6φ）を設けること。 ・側舞台の後方に地流しを1ヶ所以上計画すること。 ・舞台内の一般照明設備は点滅式の照明器具、調光式の照明器具を適切に配置すること。 ・舞台空間内の舞台設備は要求水準書を参照すること。 				

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	主ホールエリア	A-5	
施設機能	主ホール機能		
諸室区分	舞台・客席関係		
室名	奈落		
定員・規模	規模：主舞台及び主舞台から間口方向で2間程度までの側舞台下部		
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台の床下の空間。 ・出演者の登退場等、演出的な利用を行うことのできる空間。 		
主な開催事業	※舞台に準じる。		
室性能	—		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・奈落の深さは舞台床レベル-3,000mm程度とする。 ・奈落の床面は平滑な仕上げとし、移動迫りや移動階段を用いて演出的な利用が行なわれる場合においても支障なく使用できること。 ・舞台での本水の使用に配慮し、防水性能と強度を備えた床とすること。 ・舞台で水を使用する際に、できるだけ短時間で給排水できる設備を（あるいはシステム）計画すること。 ・舞台床を支える支柱は奈落の演出的な利用に支障のないピッチ、本数、位置に計画すること。 ・一般照明設備として、作業灯（アッティネーター付き）の照明器具を適切に配置すること。 ・インカム等の舞台連絡設備を計画すること。 ・ITVカメラを仮設で設置することができるよう、映像コンセント盤を設けること。 <p>※奈落は床面積に算入しないような仕様にて提案を行うこと。</p>		

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	主ホールエリア	A-6	
施設機能	主ホール機能		
諸室区分	主ホールホワイエ関係		
室名	主ホールホワイエ		
定員・規模	定員・規模：事業者の提案による		
施設の概要	開演前・休憩時間中および終演後に観客が交流・休憩するための空間。		
主な開催事業	<ul style="list-style-type: none"> ●アフタートークイベント、初日レセプション・パーティなども行うことがある。 ●簡易なワークショップ、記者発表なども行うことがある。 ●ポスター展示、舞台美術模型・舞台衣裳等の展示なども行うことがある 		
室性能	室内騒音低減目標値：NC-40		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ホワイエは交流スクエア（共用エリア）と主ホールをつなぐ動線上に計画すること。 ・舞台及び楽屋エリアからホワイエへアクセスすることのできる動線を計画すること。 ・公演の際には、もぎり以後のエリアを観客ゾーン（ホワイエ）として共用エリアから区画することができるよう計画すること。 ・ただし、公演が行われていない場合には、交流スクエア等の共用エリアとの区画を無くすことにより、一体的に利用できる計画とすることが望ましい。 ・簡易なワークショップ等が行われることを想定し、床の仕上げや広さに配慮すること。 ・ホワイエが複数階にまたがる場合には、各階のホワイエをつなぐエレベータ設備を設置すること。 ・舞台連絡設備を備えること。 ・備品を収納する備品庫を備えること。 <p>◎本施設は豊橋市の顔となる施設であり、芸術文化を核として地域の文化的アイデンティティを構築・蓄積してゆく施設として位置付けられている。 このため、ホワイエ空間については、空間形状はもとより、使用される内装材についても、豊橋市の顔となる施設であるということに十分な配慮を行ったうえで、種類や材質などを選定することが求められる。(空間形状はもとより、使用される内装材についても審査の対象となる。)</p>		

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	主ホールエリア	A-7	
施設機能	主ホール機能		
諸室区分	主ホールホワイエ関係		
室名	スタッフ控室		
定員・規模	定員・規模：事業者の提案による		
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・主ホールで行われる事業の主催者や客席案内やもぎりスタッフ等の表方スタッフが更衣や休憩を行うための室。 		
主な開催事業	—		
室性能	—		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ホワイエ空間内で、ホワイエや舞台、客席にアクセスしやすい場所に計画すること。 ・舞台連絡設備を備えること。 		

施設区分	主ホールエリア	A-8	
施設機能	主ホール機能		
諸室区分	主ホールホワイエ関係		
室名	観客用トイレ		
定員・規模	定員・規模：事業者の提案による		
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・主ホールの観客専用のトイレ。 		
主な開催事業	—		
室性能	—		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ホワイエ内に計画すること。 ・トイレ待ちの利用客の列がホワイエ内に大きくはみ出すことのないように配慮すること。 ・男女別に加え、車椅子利用者が利用することが可能な多目的トイレを適宜設置すること。 ・女子トイレの便器数については「空気調和・衛生学会 衛生器具の適正器具算定法」におけるホール・劇場の適正器具数レベル2以上を満たす便器数を確保すること。 ・男子トイレの便器数についても混雑を生み出さない程度の適切な数量を計画すること。 ・ホワイエが複数階にわたる場合は各階に適切な便器数を配分すること。 ・トイレ内にモニタースピーカを設けること。 ・高齢者、子供、障がい者などに配慮した計画とすること。 ・ベビーキャッチャー付きブースを適宜計画すること。 <p>◎高齢者や障がい者にも使いやすく、かつ、市民の発表や鑑賞活動が行われる文化施設のトイレとして利用者に不快感を与えないような機能を備えることはもとより、デザインを含む内装計画や設置器具の採用に対しても十分な配慮が求められる。</p> <p>(機能はもとより、内装計画についても審査の対象となる。)</p>		

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	主ホールエリア	A-9
施設機能	主ホール機能	
諸室区分	楽屋関係	
室名	小楽屋	
定員・規模	定員：1～3名程度、1室以上 ※主ホールの楽屋（大・中・小）は合計で60名以上の収容人員を確保すること。	
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・出演者やスタッフが化粧、更衣、休憩を行うための室。 ・主演級の役者、ソリスト用の特別楽屋。 	
主な開催事業	—	
室性能	—	
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台と同レベルで舞台にアクセスしやすい場所に計画すること。 ・外気と直接面し、外光を取り入れることができることが望ましい。（窓等を設ける。） ・ただし、必要に応じて遮光することもできる仕様とすること。 ・小楽屋にふさわしい天井高を確保すること。 ・楽屋内にシャワー、トイレ、洗面化粧台（給湯設備有り）を設けること。 ・収容人数に対応した化粧前（カウンター、鏡、照明、コンセント、帽子置き棚）を設けること。 ・休憩のための長椅子などを設置する。 ・化粧前のコンセントについては、ドライヤーの同時利用に対応できるブレーカー容量を確保すること。 ・キャリングハンガーを仮置きできるスペースを確保すること。 ・備品で計画されるスタイル畳を敷いて利用する場合に、畳がすべらないような工夫をすること。 ・入口扉幅は1.2m（親子扉）以上、扉高さは2.4m以上とし、扉の廊下側上部にのれん掛けを設けること。 ・ITVモニター、モニタースピーカ及び舞台連絡設備を設けること。 	

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	主ホールエリア	A-10	
施設機能	主ホール機能		
諸室区分	楽屋関係		
室名	中楽屋		
定員・規模	定員：5～10名程度、4室以上 ※主ホールの楽屋（大・中・小）合計で60名以上の収容人員を確保すること。		
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・出演者やスタッフが化粧、更衣、休憩を行うための室。 ・助演者、公演主催者側の舞台技術者等の楽屋 		
主な開催事業	—		
室性能	—		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの室を舞台と同レベルで舞台にアクセスしやすい場所に計画すること。 ・舞台と異なる階に楽屋を設ける場合には、楽屋階と舞台階とをつなぐ専用のエレベータを計画すること。（エレベータはキャリングハンガー、ピアノ等の備品を運搬できる大きさを確保すること。） ・外気と直接面し、外光を取り入れることができることが望ましい。（窓等を設ける。） ・ただし、必要に応じて遮光することもできる仕様とすること。 ・収容人数に対応した化粧前（カウンター、鏡、照明、コンセント、帽子置き棚）を設けること。 ・化粧前のコンセントについては、ドライヤーの同時利用に対応できる電気容量を確保すること。 ・カーテンで仕切ることのできる更衣スペースを備えること。（姿見、照明付） ・休憩のための長椅子などを設置する。 ・洗面化粧台を備えること。（給湯設備有り） ・キャリングハンガーを仮置きできるスペースを確保すること。 ・備品で計画されるスタイル畳を敷いて利用する場合に、畳がすべらないような工夫をすること。 ・入口扉幅は1.2m以上（親子扉）、扉高さは2.4m以上とし、扉の廊下側上部にのれん掛けを設けること。 ・ITVモニター、モニタースピーカ及び舞台連絡設備を設けること。 		

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	主ホールエリア	A-11	
施設機能	主ホール機能		
諸室区分	楽屋関係		
室名	大楽屋		
定員・規模	定員：10名程度、3室以上 ※主ホールの楽屋（大・中・小）合計で60名以上の収容人員を確保すること。		
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・出演者やスタッフが化粧、更衣、休憩を行うための室。 ・助演者、公演主催者側の舞台技術者等の楽屋 		
主な開催事業	—		
室性能	—		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・必ずしも舞台と同レベルに計画する必要はないが、舞台へのアクセスに配慮した場所に計画すること。 ・舞台と異なる階に設ける場合には、楽屋階と舞台階とをつなぐ専用のエレベータを計画すること。（エレベータはキャリングハンガー等の備品を運搬できる大きさを確保すること。） ・外気と直接面し、外光を取り入れることができることが望ましい。（窓等を設ける。） ・ただし、必要に応じて遮光することもできる仕様とすること。 ・収容人数に対応した化粧前（カウンター、鏡、照明、コンセント、帽子置き棚）を設けること。 ・化粧前のコンセントについては、ドライヤーの同時利用に対応できる電気容量を確保すること。 ・カーテンで仕切ることのできる更衣スペースを備えること。（姿見、照明付） ・休憩のための長椅子などを設置する。 ・洗面化粧台を備えること。（給湯設備有り） ・キャリングハンガーを仮置きできるスペースを確保すること。 ・備品で計画されるスタイルを敷いて利用する場合に、畳がすべらないような工夫をすること。 ・入口扉幅は1.2m以上（親子扉）、扉高さは2.4m以上とし、扉の廊下側上部にのれん掛けを備えること。 ・ITVモニター、モニタースピーカ及び舞台連絡設備を設けること。 ・大楽屋のうち、1室（以上）については、可動間仕切りを計画し、中楽屋2室としても利用できるものとする。（中楽屋2室として利用した場合でも、洗面化粧台等が各楽屋に適切に配置されること。） 		

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	主ホールエリア	A-12			
施設機能	主ホール機能				
諸室区分	楽屋関係				
室名	楽屋エントランス・スタッフ室兼楽屋事務室				
定員・規模	定員・規模：事業者の提案による				
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽屋エントランス：出演者・公演関係者専用の出入口。 ・ スタッフ室兼楽屋事務室：楽屋の管理及び楽屋外部との応接連絡を行うスタッフのための室。スタッフ室兼楽屋事務室は楽屋エントランスから出入りする人のチェックが行えるものとする。 				
主な開催事業	—				
室性能	—				
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽屋エントランスは大道具の搬入動線に干渉しない独立した位置に計画すること。 ・ 楽屋エントランスには外部から直に楽屋廻りへ入ることを防ぐため、風除室を設けること。 ・ スタッフ室兼楽屋事務室は楽屋エントランスに設けられた風除室に面した主ホールの楽屋廻りに計画すること。 ・ スタッフ室兼楽屋事務室には主ホールの楽屋廻りへの人の出入りをチェックするための受付カウンターを備えること。 ・ スタッフ室兼楽屋事務室には主ホール内やホワイエ、搬入口等を監視できる ITV モニター、モニタースピーカを設けるとともに、舞台連絡設備を設けること。 ・ スタッフ室兼楽屋事務室には運営管理事務室や楽屋との連絡が行える連絡設備を設けること。 ・ スタッフ室兼楽屋事務室付近に出演者やスタッフの到着が確認できるように着到板を備えること。 ・ 楽屋としても使用することのできる仕様とすること。 				

施設区分	主ホールエリア	A-13			
施設機能	主ホール機能				
諸室区分	楽屋関係				
室名	楽屋倉庫				
定員・規模	規模：事業者の提案による				
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽屋関係で使用する備品や消耗品の収納庫。 				
主な開催事業	—				
室性能	—				
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ スタッフ室兼楽屋事務室に近接する位置に配置すること。 ・ 収納品を簡便に取り出しやすい構造とすること。 				

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	主ホールエリア	A-14
施設機能	主ホール機能	
諸室区分	楽屋関係	
室名	楽屋トイレ・シャワー室	
定員・規模	定員・規模：事業者の提案による	
施設の概要	・ 楽屋エリア専用トイレ・シャワー室	
主な開催事業	—	
室性能	—	
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽屋トイレは楽屋関係エリア内に計画すること。また、楽屋関係エリアが複数階にわたる場合には各階に計画すること。 ・ 男女別に加え、車椅子利用者も使用することのできる多目的トイレを適宜設置すること。 ・ シャワー室を男女別に 2 ブース程度設けること。 ・ 衣裳を着けた出演者の利用にも配慮した計画（トイレ扉やブースの広さ等）及び設備とすること。 ・ 楽屋トイレにはモニタースピーカを計画すること。 	

施設区分	主ホールエリア	A-15
施設機能	主ホール機能	
諸室区分	舞台裏技術関係	
室名	舞台備品庫	
定員・規模	規模：60 m ² 以上	
施設の概要	・ 大道具備品、舞台照明機器、舞台音響機器等の収納庫	
主な開催事業	—	
室性能	—	
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主ホールの舞台と同レベルで舞台に近接する場所に計画すること。また、アートスペースや創造活動室 A・Bへのアクセス（人及び舞台備品）も容易な場所に計画すること。 ・ 主ホール、アートスペース等と舞台備品庫をつなぐ動線には、階段や建具など床に段差を生じさせないこと。 ・ 天井高さは 5m 以上確保すること。 ・ 備品庫の扉幅は 3m 以上とし、扉高さも 3m 以上で計画すること。 ・ 舞台から舞台備品庫へ至る動線は幅員・天井高さともに 3m 以上確保すること。 ・ 舞台備品庫へ至る動線の床仕上げは塗り床等の強固な仕上げで計画すること。 ・ 大道具備品を余裕を持って収納することのできる室形状・広さを確保し、収納品を簡便に取り出しやすい構造とすること。 	

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	主ホールエリア	A-16	
施設機能	主ホール機能		
諸室区分	舞台裏技術関係		
室名	ピアノ庫		
定員・規模	規模：事業者の提案による		
施設の概要	・ピアノ専用の保管庫		
主な開催事業	—		
室性能	—		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・主ホールの舞台と同レベルで舞台に近接する場所に計画すること。 ・主ホールとピアノ庫をつなぐ動線には、階段や建具など床に段差を生じさせないこと。 ・セミコンサートピアノを1台以上保管できる広さを確保すること。 ・ピアノの保管に適切な温度・湿度等を維持・調節することのできる空調設備を計画すること。 (空調設備は365日、24時間稼働させることを前提とする。) ・ピアノに傷のつくことのないように、壁にはクッション材等の設置を行うこと。 		

施設区分	主ホールエリア	A-17	
施設機能	主ホール機能		
諸室区分	舞台裏技術関係		
室名	出待ちスペース（上手・下手）		
定員・規模	規模：事業者の提案による		
施設の概要	・楽屋から舞台への出入口付近に計画する。		
主な開催事業	—		
室性能	—		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・上手、下手にそれぞれ計画すること。 ・出演者及びスタッフが出待ちのために溜まることのできるスペースを確保すること。 ・手持ち道具やワイヤレス機器なども並べられるスペースを確保すること。 ・姿見・照明器具を設けること。 ・必要に応じて移動型化粧台などを設置できるようにスペースと設備を計画すること。 		

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	主ホールエリア	A-18	
施設機能	主ホール機能		
諸室区分	舞台裏技術関係		
室名	調光器盤室		
定員・規模	規模：事業者の提案による		
施設の概要	・主ホールの舞台照明設備で、主幹盤、分岐盤、調光器盤等を設置する室。		
主な開催事業	—		
室性能	—		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・調光操作室と舞台空間との間で、調光操作室や舞台、スタッフ室兼楽屋事務室からアクセスしやすい場所に計画すること。 ・稼働時の排熱による温度上昇を調節できる空調設備を計画すること。 ・機器の稼働音や振動が外部（特に客席や舞台）に影響を及ぼさない計画とすること。 ・舞台連絡設備を備えること。 		

施設区分	主ホールエリア	A-19	
施設機能	主ホール機能		
諸室区分	舞台裏技術関係		
室名	アンプラック室		
定員・規模	規模：事業者の提案による		
施設の概要	・主ホールの舞台音響設備で、アンプ等を設置する室。		
主な開催事業	—		
室性能	—		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・音響調整室と舞台空間との間で、音響調整室や舞台、スタッフ室兼楽屋事務室からアクセスしやすい場所に計画すること。 ・稼働時の排熱による温度上昇を調節できる空調設備を計画すること。 ・機器の稼働音や振動が外部（特に客席や舞台）に影響を及ぼさない計画とすること。 ・舞台連絡設備を備えること。 		

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	主ホールエリア	A-20
施設機能	主ホール機能	
諸室区分	客席内技術関係	
室名	調光操作室	
定員・規模	規模：事業者の提案による	
施設の概要	・舞台照明設備の調光操作（客席及び舞台照明）を行う室。	
主な開催事業	一	
室性能	室内騒音低減目標値：NC-30	
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台がよく見渡せる客席後方の中央部に計画すること。 ・操作室からプロセニアム開口全てを視認できるサイトラインを確保すること。 ・室内から舞台へ投光される舞台照明の色や明るさを肉眼で確認できること。窓ガラスは無色透明とすること。 ・調光操作中における舞台技術者の連絡音声等が客席内へ漏れることのないように、操作室と客席間に設けられる窓には遮音性能を確保すること。窓枠などが調光操作に支障のない窓割りにすること。 ・操作室と客席間の窓は必要時に開くことができるよう計画すること。 ・調光操作卓及び周辺機器を余裕を持って配置できる広さを確保すること。 ・調光操作卓を含め、機材を簡便に室外へ運び出すことができるよう計画すること。 ・客席内で調光操作を行う場合に、室内の機材とラインでつなぐことができるよう、操作室と客席を区画する壁面に遮音にも配慮した通線口を設けること。 ・操作室内は調光が可能な照明設備を備えること。 ・ITV モニター、モニタースピーカ及び舞台連絡設備を設けること。 	

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	主ホールエリア	A-21
施設機能	主ホール機能	
諸室区分	客席内技術関係	
室名	音響調整室	
定員・規模	規模：事業者の提案による	
施設の概要	・舞台音響設備の音響調整（調整・操作）を行う室。	
主な開催事業	—	
室性能	室内騒音低減目標値：NC-30	
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台がよく見渡せる客席後方の中央部に計画すること。 ・操作室からプロセニアム開口全て及びプロセニアムスピーカを視認できるサイトラインを確保すること。 ・音響調整を行う舞台技術者が客席内の音を直接聞くため、操作卓前面は完全に開放できることにすること。ただし、必要時には遮閉できる計画とすること。 ・操作卓及び周辺機器を余裕を持って配置できること。 ・操作卓を含め機材を室外に簡便に運び出すことができるよう計画すること。 ・客席内で音響操作を行う場合に、室内の機材とラインでつなぐことができるよう、操作室と客席を区画する壁面に遮音にも配慮した通線口を設けること。 ・操作室内は調光が可能な照明設備を備えること。 ・ITV モニター、モニタースピーカ及び舞台連絡設備を設けること。 	

施設区分	主ホールエリア	A-22
施設機能	主ホール機能	
諸室区分	客席内技術関係	
室名	投影室	
定員・規模	規模：事業者の提案による	
施設の概要	ビデオプロジェクターを設置するための室。	
主な開催事業	—	
室性能	室内騒音低減目標値：NC-30	
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台スクリーンに無理なく投影できる場所に計画すること。 ・ビデオプロジェクターの作動音が客席内へ漏れないよう、遮音性能を確保すること。 ・投影室内で客席照明の調光が行えること。 ・動画だけでなく、プレゼンテーション等の静止画が一定の照度を保った客席内で視認できる光量を持つ機材を設置すること。 ・調光操作室若しくは、音響調整室と兼ねる計画とすることも可能とする。 	

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	主ホールエリア	A-23	
施設機能	主ホール機能		
諸室区分	客席内技術関係		
室名	フロントサイドスポットライト投光室		
定員・規模	規模：事業者の提案による		
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・客席側壁面から舞台へ投光する拠点。 		
主な開催事業	—		
室性能	—		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・客席の上下（かみしも）両側壁の上部から、主舞台全域及び客席の一部をスポットライトにより照射することができる位置に計画すること。 ・舞台や調光操作室から容易にアクセスできる位置に計画すること。 ・観客が間違って立ち入ることがないよう、廊下や階段など、観客の利用する空間とは区画された位置に計画すること。 ・灯具の搬出入に支障がないようにすること。（動線整備を含む） ・舞台連絡設備を計画すること。 		

施設区分	主ホールエリア	A-24	
施設機能	主ホール機能		
諸室区分	客席内技術関係		
室名	シーリングスポットライト投光室		
定員・規模	規模：事業者の提案による		
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・客席天井部から舞台へ投光する拠点。 		
主な開催事業	—		
室性能	—		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・シーリングスポットライト投光室を一列以上計画すること。 ・客席天井面に設置し、プロセニアム開口部全域のアクティングエリア全体をスポットライトにより照射することができる場所に計画すること。 ・投光室はプロセニアム開口と平行に設けることとし、その幅はプロセニアム最大開口幅以上とする。 ・舞台や調光操作室から容易にアクセスできる場所に計画すること。 ・灯具の搬出入に支障がないようにすること。（動線整備を含む） ・客席空間と投光室との間には照明器具の落下を防ぐために溶接金網で区画すること。 ・室内の温度が上昇した場合に排熱することのできる設備を計画すること。 ・舞台連絡設備を計画すること。 		

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	主ホールエリア	A-25	
施設機能	主ホール機能		
諸室区分	客席内技術関係		
室名	フォロースポットライト投光室		
定員・規模	規模：事業者の提案による		
施設の概要	・舞台上の演技者の演技に合わせて、その表情、動作を補足するためのフォロースポットライトの投光及び操作を行う室。		
主な開催事業	—		
室性能	—		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・客席後方上部の中央部に計画すること。 ・フォロースポットライトは客席の一部（脇花道の鳥屋部分）から舞台後方（ホリゾント幕部でH=3m程度の高さ）まで照射することができること。 ・舞台および調光操作室からのアクセスが容易に行える場所に計画すること。 ・トイレなどへのアクセスが容易に行えること。 ・オペレーターの操作環境に十分に配慮した空調設備を確保すること。 ・客席と投光室は耐熱無色透明ガラス（網入りガラスは不可）で区画すること。 ・フォロースポットライトを4台まで設置できるスペースと電源を備えること。 ・床面はフォロースポットライトの移動に支障がない仕上げとすること。 ・灯具の修理や更新時に灯体を容易に搬出入できるようにルートを確保すること。 ・地震などを考慮し、フォロースポットライトの転倒防止のための処理を講じること。 ・操作室内は調光が可能な照明設備を備えること。 ・インカム、モニタースピーカ等の舞台連絡設備を計画すること。 		

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	主ホールエリア	A-26	
施設機能	主ホール機能		
諸室区分	搬入口・荷捌き関係		
室名	搬入口・荷捌き		
定員・規模	規模 : 100 m ² 以上		
施設の概要	主ホール専用の搬入口。		
主な開催事業	※舞台の利用に伴う利用		
室性能	—		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・11t 用のトラック 1 台（ガルティング車両）が雨天でも支障なく荷物の積み下ろしができるだけの広さを確保すること。また、同時に大型コンテナでの搬入にも支障のない構造とすること。 ・主ホールの舞台に近接し、搬入口から舞台まで大道具等を容易に支障なく移動できる位置に計画すること。 ・搬入口からの騒音が舞台へ伝わることのないように遮音扉を設けること。 ・搬入口の有効天井高さは、駐車部（ガルティング開放時）で 5.5m 以上とし、それ以外の部分では 4.5m 以上とすること。 ・搬入口には舞台の床と同レベルで荷下ろし用のデッキを設けること。（駐車床とデッキのレベル差は 1m 程度とする。） ・大道具等の接触により、壁、天井の仕上げが破損することのないよう、仕上げ材の材質に配慮すること。 ・壁の出隅部にはコーナーガードを設けること。 ・大道具の搬出入に支障のない場所に地流し、洗濯機置場（2 台）を設けること。 		

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	市民活動エリア	B-1	
施設機能	アートスペース機能		
諸室区分	舞台・客席関係		
室名	アートスペース（舞台・客席）		
定員・規模	定員：最大 250 席・規模：280 m ² 以上（移動型格納客席の格納庫面積を含む）		
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台や客席を自由に設定できる平土間式の空間。 		
主な開催事業	<ul style="list-style-type: none"> ●公演・演奏会・発表会など（市民利用とプロフェッショナル利用の両方を想定） ・小規模の演劇やダンス等の舞台芸術や音楽の公演や発表会。 ・平土間での様々な利用も想定する。 		
室性能	室内騒音低減目標値：NC-25		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・200 席（移動客席）を構成した状態で、間口 6 間、奥行き 4 間以上の舞台を構成することのできる平土間空間を計画すること。ただし、演劇利用や音楽利用時における鑑賞条件についても十分に考慮した上で床面のしつらえを工夫すること。 ・舞台奥行きを縮めることで最大 250 席の客席を構成することも可能とすること。ただし、ピアノ発表会や講演会等の催物を開催できる程度の舞台奥行きは確保すること。 ・アートスペースの天井部には、舞台照明器具や幕設備等を設置することができるとともに、音楽利用を考慮し、建築音響的にも配慮された固定のギャラリーを適宜計画すること。 ・アートスペースの床レベルから固定ギャラリーの下端までの天井有効高さは 6m 以上とすること。また、固定ギャラリーは 2m 以上の有効天井高さを確保し、固定ギャラリー上での作業や通行に支障となることのないように計画をすること。 ・客席の多くは移動型格納客席として計画すること。ただし、前方客席の数列はスタッキングチェアとして計画することも可とする。また、移動型格納客席は歩行時の揺れなどに対して十分な強度を持つとともに、簡易に短時間で設置及び収納ができるように計画すること。 ・観客がホワイエから移動型格納客席の上段（段床客席の最後部）を経て、アートスペース内へ至ることができるよう動線も計画すること。 ・舞台はアートスペースのどの位置にでも配置できる計画とすること。また単純、簡便な機構とすること。 ・舞台設備については、要求水準書を参考すること。 ・アートスペース内で飲食をしたとしても（レセプション、公演打ち上げなど）、支障のないような床仕上げとすること。 <p>◎本施設は豊橋市の顔となる施設であり、芸術文化を核として地域の文化的アイデンティティを構築・蓄積してゆく施設として位置付けられている。</p> <p>このため、アートスペース空間については、鑑賞条件や建築音響性能はもとより、デザイン的にも優れた空間形状であるとともに、空間に使用される内装材についても、豊橋市の顔となる施設であるということに十分な配慮を行ったうえで、舞台の上演にふさわしい種類や材質などを選定することが求められる。（空間形状はもとより、使用される内装材についても審査の対象となる。）</p>		

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	市民活動エリア	B-2	
施設機能	アートスペース機能		
諸室区分	技術関係		
室名	技術ギャラリー		
定員・規模	規模：事業者の提案による		
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台照明・舞台音響設備の操作を行うスペース。 		
主な開催事業	—		
室性能	—		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・移動型格納客席の後方上部に計画すること。 ・アートスペース空間とは区画せずに、ギャラリー形状で構成すること。 ・舞台照明や舞台音響設備の操作に支障のない、十分なスペースと天井高さを確保すること。 ・設置する舞台設備については、要求水準に基づき提案をすること。 		

施設区分	市民活動エリア	B-3	
施設機能	アートスペース機能		
諸室区分	アートスペースホワイエ関係		
室名	アートスペースホワイエ		
定員・規模	規模：事業者の提案による		
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・開演前・休憩時間中および終演後に観客が休憩、交流するための空間。 		
主な開催事業	<ul style="list-style-type: none"> ●アフタートークイベント、初日レセプション・パーティなども行うことがある。 ●ポスター展示、舞台美術模型・舞台衣裳等の展示なども行うことがある 		
室性能	室内騒音低減目標値：NC-40		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・交流スクエア（共通エリア）とアートスペース客席をつなぐ位置に計画する。 ・簡易なレセプションやパーティ等が行われることも想定し、床の仕上げや広さに配慮すること。 ・公演が行われる際には、もぎり以後のエリアを観客ゾーンとして共用エリアと区画すること。 ただし、公演が行われていない場合では共用エリアとの区画を無くすことにより、一体的に利用できる計画とすることが望ましい。 ・ITV モニター、モニタースピーカ及び連絡設備を設けること。 ・市民発表等が多く行われることを考慮し、晴れの場に相応しい空間とすること。 <p>◎本施設は豊橋市の顔となる施設であり、芸術文化を核として地域の文化的アイデンティティを構築・蓄積してゆく施設として位置付けられている。</p> <p>このため、ホワイエ空間については、空間形状はもとより、使用される内装材についても、豊橋市の顔となる施設であるということに十分な配慮を行ったうえで、種類や材質などを選定することが求められる。(空間形状はもとより、使用される内装材についても審査の対象となる。)</p>		

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	市民活動エリア	B-4
施設機能	アートスペース機能	
諸室区分	アートスペースホワイエ関係	
室名	給湯スペース	
定員・規模	規模：事業者の提案による	
施設の概要	・アートスペースホワイエ空間内に設けられる小規模なアフタートークイベントや初日レセプションやパーティ利用などの際に飲食物の準備や片付けを行うためのスペース。	
主な開催事業	●アフタートークイベントや初日レセプション・パーティなど。	
室性能	—	
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・アートスペースホワイエ空間内に計画すること。 ・流し台に加え簡易な給湯設備を設けるとともに、ポット等を使用するため必要となるコンセントや換気扇を計画すること。ただし、ガスコンロや電磁調理器等の設備を設ける必要はない。 ・ホワイエ空間とは可動壁若しくは建具等で区画し、給湯スペースを使用しない場合は観客の視線から隠すことができるよう設えを工夫すること。 	

施設区分	市民活動エリア	B-5
施設機能	アートスペース機能	
諸室区分	アートスペースホワイエ関係	
室名	観客用トイレ	
定員・規模	定員・規模：事業者の提案による	
施設の概要	・アートスペースの観客専用のトイレ。	
主な開催事業	※ホワイエに準じる。	
室性能	—	
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・アートスペースホワイエ空間内に計画すること。 ・男女別に加え、車椅子利用者が利用することが可能な多目的トイレを適宜設置すること。 ・女子トイレの便器数については「空気調和・衛生学会 衛生器具の適正器具算定法」におけるホール・劇場の適正器具数レベル2以上を満たす便器数を確保すること。 ・男子トイレの便器数についても混雑を生み出さない程度の適切な数量を計画すること。 ・トイレ待ちの利用者の列がホワイエ内に大きくはみ出すことのないように配慮すること。 ・モニタースピーカを設置すること。 <p>◎高齢者や障がい者にも使いやすく、かつ、市民の発表や鑑賞活動が行われる文化施設のトイレとして利用者に不快感を与えないような機能を備えることはもとより、デザインを含む内装計画や設置器具の採用に対しても十分な配慮が求められる。</p> <p>(機能はもとより、内装計画についても審査の対象となる。)</p>	

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	市民活動エリア	B-6	
施設機能	アートスペース機能		
諸室区分	楽屋関係		
室名	楽屋		
定員・規模	定員：5～7名程度、2室以上 ※アートスペースの楽屋合計で12名以上の収容人員を確保すること。		
施設の概要	・出演者やスタッフが化粧、更衣、休憩を行うための室。		
主な開催事業	—		
室性能	—		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台と同レベルで舞台にアクセスしやすい場所に計画すること。 ・外気と直接面し、外光を取り入れることができることが望ましい。(窓等を設ける。) ・ただし、必要に応じて遮光することもできる仕様とすること。 ・収容人数に対応した化粧前（カウンター、鏡、照明、コンセント、帽子置き棚）を設けること。 ・化粧前のコンセントについては、ドライヤーの同時利用に対応できる電気容量を確保すること。 ・カーテンで仕切ることのできる更衣スペースを備えること。(姿見、照明付) ・休憩のための長椅子などを設置すること。 ・洗面化粧台を備えること。(給湯設備有り) ・キャリングハンガーを仮置きできるスペースを確保すること。 ・入口扉幅は1.2m以上(親子扉)、扉の高さは2.4m以上とし、扉の廊下側上部にのれん掛けを設けること。 ・ITVモニター、モニタースピーカ及び舞台連絡設備を設けること。 		

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	市民活動エリア	B-7			
施設機能	アートスペース機能				
諸室区分	楽屋関係				
室名	楽屋エントランス・スタッフ室兼楽屋事務室				
定員・規模	定員・規模：事業者の提案による				
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽屋エントランス：出演者・公演関係者専用の出入口。 ・ スタッフ室兼楽屋事務室：楽屋の管理及び楽屋外部との応接連絡を行う。 スタッフ室兼楽屋事務室は楽屋エントランスで出入りをチェックできるものとする。 				
主な開催事業	—				
室性能	—				
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽屋エントランスは大道具の搬入動線に干渉しない独立した位置に計画すること。 ・ 楽屋エントランスには外部から直設に楽屋廻りへ入ることを防ぐため、風除室を設けること。 ・ スタッフ室兼楽屋事務室は楽屋エントランスに面したアートスペースの楽屋関係エリア内に計画すること。 ・ スタッフ室兼楽屋事務室にはアートスペースの楽屋廻りへの出入りをチェックするための受付カウンターを備えること。 ・ スタッフ室兼楽屋事務室にはアートスペース内やホワイエ、搬入口等を監視できる ITV モニター、モニタースピーカや舞台連絡設備を設けること。 ・ スタッフ室兼楽屋事務室には運営管理事務室や楽屋との連絡設備を設けること。 ・ 出演者やスタッフの到着が確認できるように着到板を備えること。 				

施設区分	市民活動エリア	B-8			
施設機能	アートスペース機能				
諸室区分	楽屋関係				
室名	楽屋トイレ				
定員・規模	定員・規模：事業者の提案による				
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽屋エリアの専用トイレ 				
主な開催事業	—				
室性能	—				
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ アートスペースの楽屋に近接した位置に計画すること。 ・ 男女別に加え、車椅子利用者が利用することが可能な多目的トイレを適宜設置すること。 ・ トイレの使用音がアートスペース内に伝搬することのないような配慮を行うこと。 ・ 衣裳を着けた出演者の利用にも配慮した計画（トイレ扉やブースの広さ等）及び設備とすること。 ・ 楽屋トイレには、モニタースピーカを計画すること。 				

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	市民活動エリア	B-9	
施設機能	アートスペース機能		
諸室区分	搬入口・荷捌き関係		
室名	搬入口・荷捌き		
定員・規模	規模：45 m ² 以上		
施設の概要	・主ホールエリア以外の諸施設（主に市民活動エリア、特にアートスペース機能と創造活動機能）のための搬入口。		
主な開催事業	—		
室性能	—		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・中型トラック 1 台が雨天でも支障なく荷物の積み下ろしができるだけの広さを確保すること。 ・搬入口からの騒音を遮断できる遮音扉を設けること。 ・アートスペース機能と創造活動機能が複数階にまたがって配置される場合には、道具搬送用のリフトを設置すること。リフトの有効寸法は幅 7.5m（創造活動機能への搬入のみに使用されるリフトの場合には 4mとする。）、奥行 2.5m、高さ 3m以上とすること。 ・アートスペースの舞台に隣接し、大道具等をアートスペースや創造活動機能（創造活動諸室 A・B）に容易に移動できる場所に計画すること。 ・大道具等を主ホールエリアに計画される舞台備品庫に容易に移動させることのできる動線を計画すること。 ・搬入口の有効天井高さは 5.5m以上とすること。 ・搬入口には舞台の床と同レベルで荷下ろし用のデッキを設けること。（駐車床とデッキのレベル差は 1m程度とする。） ・大道具等の接触により、壁、天井の仕上げが破損することのないよう、仕上げ材の材質に配慮すること。 ・壁の出隅部にはコーナーガードを設けること。 ・大道具の搬出入に支障のない場所に地流し、洗濯機置場（1 台）を設けること。 		

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	市民活動エリア	B-10	
施設機能	アートスペース機能		
諸室区分	搬入口・荷捌き関係		
室名	備品庫		
定員・規模	規模：事業者の提案による		
施設の概要	・大道具備品、舞台照明機器、舞台音響機器等の収納庫		
主な開催事業	—		
室性能	—		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・アートスペースの舞台と同レベルで舞台に近接する場所に計画すること。また、創造活動室 A・Bへのアクセス（人及び舞台備品）も容易な場所に計画すること。 ・アートスペース等と舞台備品庫をつなぐ動線には、階段や建具など床に段差を生じさせないこと。 ・天井高さは 5m以上確保すること。 ・備品庫の扉幅は 3m以上とし、扉高さも 3m以上で計画すること。 ・舞台から舞台備品庫へ至る動線は、幅員・天井高さともに 3m以上確保すること。 ・舞台備品庫へ至る動線の床仕上げは、塗り床等の強固な仕上げで計画すること。 ・大道具備品を余裕を持って収納することのできる室形状・広さを確保し、収納品を簡便に取り出しやすい構造とすること。 		

施設区分	市民活動エリア	B-11	
施設機能	アートスペース機能		
諸室区分	搬入口・荷捌き関係		
室名	ピアノ庫		
定員・規模	規模：事業者の提案による		
施設の概要	・ピアノ専用の保管庫		
主な開催事業	—		
室性能	—		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・アートスペースの舞台と同レベルで舞台に近接する場所に計画すること。また、創造活動室へのアクセス（人・ピアノ）も容易な場所に計画すること。 ・アートスペースとピアノ庫をつなぐ動線には、階段や建具など床に段差を生じさせないこと。 ・フルコンサートピアノを 1 台以上保管できる広さを確保すること。 ・ピアノの保管に適切な温度・湿度等を維持・調節することのできる空調設備を計画すること。 (空調設備は 365 日、24 時間稼働させることを前提とする。) ・ピアノに傷のつくことのないよう、壁にはクッション材等の設置を行うこと。 		

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	市民活動エリア	B-12	
施設機能	創造活動機能		
諸室区分	稽古場関係		
室名	創造活動室 A		
定員・規模	規模 : 160 m ² 以上		
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・主に演劇及び中規模なオペラ・バレエ・ミュージカル（音楽劇）等の、荒立ち・小返し・幕稽古・通し稽古等を行う。主ホールの主舞台（アクティングエリア）とほぼ同じ広さを必要とする。 ・一人芝居、リーディング公演等の小規模な舞台芸術の公演利用にも対応できるものとする。 ・また、ワークショップ・研修・会議等にも利用できるものとする。 		
主な開催事業	<ul style="list-style-type: none"> ●稽古 ●ワークショップ、イベント等 		
室性能	室内騒音低減目標値 : NC-25		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・室の有効寸法は 6 間×8 間以上とすること。 ・天井面には 900 mm 角ピッチでグリッド状パイプ (48.6φ) を設けること。 ・床面から天井グリッドパイプまでの高さは 6m 程度とすること。 ・壁の一面には鏡を設けること。鏡は床面（巾木の上からで可）から 2.5m 程度の高さまで設けること。 ・鏡を設けた壁面には鏡を隠すこともできるよう、カーテンボックス、カーテンレール、カーテンを設けること。 ・鏡を設けた反対側の壁面にはバレエバーを設けること。 ・外光を取り入れることのできるような計画とすること。 ・ただし、必要に応じて完全遮光することもできる仕様とすること。 ・床は木製フローリングとし、バレエなどの練習時に支障のない弾性のある構造とすること。 ・一般電気設備で計画される照明は調光可能なもので計画すること。 ・主ホールやアートスペース、他の創造活動室を含む他の機能諸室へ演奏音や振動が伝搬しないように防振や遮音に配慮した構造とすること。 ・平面は矩形を原則とするが、フラッターエコー等の音響障害が発生しない室形状とすること。 ・主ホールやアートスペースから平台や所作台等の大型舞台備品を搬出入することができるよう動線を確保すること。（大型舞台備品の通行が想定される廊下幅は 2.5m 以上とする。） <p>※創造活動室 A、B、創造活動室 A・B エリア用トイレ及び更衣室（B12～B16）までの稽古場関係諸室は、市民活動エリア内において、基本的には稽古場利用者・関係者以外が立ち入ることができないよう、動線に配慮すること。（外部から創造活動室内部の活動が見える部分を設けても構わない。）</p>		

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	市民活動エリア	B-13	
施設機能	創造活動機能		
諸室区分	稽古場関係		
室名	創造活動室 B		
定員・規模	規模 : 90 m ² 以上		
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・アートスペースでの上演を想定した創作活動、稽古等を行う。 ・アートスペースのアクティングエリア部分とほぼ同じ幅員を必要とする。 ・また、ワークショップ・研修・会議等にも利用できるものとする。 		
主な開催事業	<ul style="list-style-type: none"> ●稽古 ●ワークショップ、イベント等 		
室性能	室内騒音低減目標値 : NC-25		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・天井面には 900 mm 角ピッチでグリッド状パイプ (48.6φ) を設けること。 ・床面から天井グリッドパイプまでの高さは 6m 程度とすること。 ・壁の 1 面には鏡を設けること。鏡は床面（巾木の上からで可）から 2.5m 程度の高さまで設けること。 ・鏡を設けた壁面には鏡を隠すこともできるよう、カーテンボックス、カーテンレール、カーテンを設けること。 ・鏡を設けた反対側の壁面にはバレエバーを設けること。 ・外光を取り入れることのできるような計画とすること。 ・ただし、必要に応じて完全遮光することもできる仕様とすること。 ・床は木製フローリングとし、バレエなどに支障のない弾性のある構造とすること。 ・一般電気設備で計画される照明は調光可能なもので計画すること。 ・主ホールやアートスペース、他の創造活動室を含む他の機能諸室へ演奏音や振動が伝搬しないように防振や遮音に配慮した構造とすること。 ・平面は矩形を原則とするが、フラッターエコー等の音響障害が発生しない室形状とすること。 ・主ホールやアートスペースから平台や所作台等の大型舞台備品を搬出入することができるよう動線を確保すること。(大型舞台備品の通行が想定される廊下幅は 2.5m 以上とする。) <p>※創造活動室 A、B、創造活動室 A・B エリア用トイレ及び更衣室 (B12～B16) までの稽古場関係諸室は、市民活動エリア内において、基本的には稽古場利用者・関係者以外が立ち入ることができないよう、動線に配慮すること。(外部から創造活動室内部の活動が見える部分を設けても構わない。)</p>		

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	市民活動エリア	B-14	
施設機能	創造活動機能		
諸室区分	稽古場関係		
室名	創造活動室 A・B エリア用トイレ		
定員・規模	規模：事業者の提案による		
施設の概要	・創造活動室 A、B の利用者専用のトイレ。		
主な開催事業	—		
室性能	—		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・創造活動室 A、B に近接した場所に計画すること。 ・男女別に設けるとともに、車椅子利用者にも使用できる多目的トイレも計画すること。 ・衣裳を着けた状態での利用にも配慮したトイレブースの計画及び設備とすること。 <p>※創造活動室 A、B、創造活動室 A・B エリア用トイレ及び更衣室（B12～B16）までの稽古場関係 諸室は、市民活動エリア内において、基本的には稽古場利用者・関係者以外が立ち入ることが できないよう、動線に配慮すること。</p>		

施設区分	市民活動エリア	B-15	
施設機能	創造活動機能		
諸室区分	稽古場関係		
室名	創造活動室 A・B エリア用更衣室		
定員・規模	2室（男女各1室）		
施設の概要	・創造活動室 A、B の利用者専用の更衣室。		
主な開催事業	—		
室性能	—		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・男女別に設けること。 ・座った状態でも更衣が行えるよう、ベンチを設けること。 ・給湯設備を備えた洗面化粧台を計画すること。 <p>※創造活動室 A、B、創造活動室 A・B エリア用トイレ及び更衣室（B12～B16）までの稽古場関係 諸室は、市民活動エリア内において、基本的には稽古場利用者・関係者以外が立ち入ることが できないよう、動線に配慮すること。</p>		

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	市民活動エリア	B-16
施設機能	創造活動機能	
諸室区分	稽古場関係	
室名	創造活動室 A・B エリア用備品庫	
定員・規模	規模：事業者の提案による	
施設の概要	・創造活動室で使用する大道具備品、舞台照明機器、舞台音響機器等の収納庫	
主な開催事業	—	
室性能	—	
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・創造活動室 A・B エリアに近接する位置に計画すること。 ・天井高さは 5m 程度確保すること。 ・備品庫の扉幅は 3m 以上とし、扉高さも 3m 以上で計画すること。 ・創造活動室 A・B から備品庫へ至る動線は、幅員・天井高さともに 3m 以上確保すること。 ・舞台備品庫へ至る動線の床仕上げは、塗り床等の強固な仕上げで計画すること。 ・大道具備品を余裕を持って収納することのできる室形状・広さを確保し、収納品を簡便に取り出しやすい構造とすること。 	

施設区分	市民活動エリア	B-17
施設機能	創造活動機能	
諸室区分	練習室関係	
室名	創造活動室 C・D	
定員・規模	規模：90 m ² 以上（音楽練習室/前室含む × 2 室）	
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・アコースティック音楽練習室。 ・また、ワークショップ・研修・会議等にも利用できるものとする。 	
主な開催事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 音楽練習、稽古 ● ワークショップ、イベント等 	
室性能	室内騒音低減目標値：NC-25	
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・主ホールやアートスペース、他の創造活動室を含む他の機能諸室へ演奏音や振動が伝搬しないように防振や遮音に配慮した構造とすること。 ・室内の音響条件としては、クラシック音楽の生演奏に配慮し、反射と吸音のバランスのとれた仕様を計画すること。 ・平面は矩形を原則とするが、フラッターエコー等の音響障害が発生しない室形状とすること。 ・演奏音の録音等が行える音響設備を備えること。 	

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	市民活動エリア	B-18	
施設機能	創造活動機能		
諸室区分	練習室関係		
室名	創造活動室 E・F・G		
定員・規模	規模 : 75 m ² 以上 (音楽スタジオ/前室含む×3室)		
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・電気楽器を用いた音楽の練習を行う。 		
主な開催事業	<ul style="list-style-type: none"> ●音楽練習 		
室性能	室内騒音低減目標値 : NC-25		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・主ホールやアートスペース、他の創造活動室を含む他の機能諸室へ演奏音や振動が伝搬しないように防振や遮音に配慮した構造とすること。 ・室内の音響条件としては電気楽器の使用に配慮した吸音傾向とすること。 ・遮音性能の担保された開口部を設け、室内の活動が他の施設利用者に見えるような工夫も望まれる。 ・演奏音の録音等が行える音響設備を備えること。 ・平面は矩形を原則とするが、フランジャー等の音響障害が発生しない室形状とすること。 		

施設区分	市民活動エリア	B-19	
施設機能	創造活動機能		
諸室区分	創造活動機能共通		
室名	創造活動室 C～G エリア用倉庫		
定員・規模	規模 : 事業者の提案による		
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・創造活動室 C～G で利用される備品を収納する。 		
主な開催事業	—		
室性能	—		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・創造活動室 C～G に近接する位置に計画すること。 ・収納品を取り出しやすい構造とすること。 (創造活動室で利用される備品 (簡単な音響機器、映像機器等)、予備の机・椅子等を収納することを想定する。) 		

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	市民活動エリア	B-20	
施設機能	市民活動機能		
諸室区分			
室名	市民活動室		
定員・規模	定員：収容人数 10 人程度・規模：35 m ² 以上		
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術関係の市民団体活動室。 ・団体の事務作業や打ち合わせ等を行う。 ・ワークショップ・研修・会議等を行う。 		
主な開催事業	<ul style="list-style-type: none"> ●ワークショップ ●稽古（本読み稽古等） 		
室性能	—		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・交流スクエアに近接し、来館者からの視認性の高い場所に計画すること。 ・開放的な空間とし、一定の仕切りが行えるのであれば、必ずしも室として計画する必要はない。 		

施設区分	市民活動エリア	B-21	
施設機能	市民活動機能		
諸室区分			
室名	研修室（大）		
定員・規模	定員：収容人数 50 人程度・規模：80 m ² 以上		
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ・研修・会議等を行う。 		
主な開催事業	<ul style="list-style-type: none"> ●ワークショップ ●稽古（本読み稽古等） 		
室性能	室内騒音低減目標値：NC-35		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・創造活動など、多目的な利用も想定すること。 ・外気と直接面し、外光を取り入れることのできることが望ましい。（窓等を設ける。） ・ただし、必要に応じて（備品で計画されるプロジェクターから備品で計画されるスクリーン上に投影された文字や図を含む映写面が室内で確実に視認できる程度に）外光による室内の明るさを調整できること。 		

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	市民活動エリア	B-22	
施設機能	市民活動機能		
諸室区分			
室名	研修室（小）		
定員・規模	定員：収容人数 20 人程度・規模：55 m ² 以上		
施設の概要	・ワークショップ・研修・会議等を行う。		
主な開催事業	<ul style="list-style-type: none"> ●ワークショップ ●稽古（本読み稽古等） 		
室性能	室内騒音低減目標値：NC-35		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・創造活動など、多目的な利用も想定すること。 ・外気と直接面し、外光を取り入れることのできることが望ましい。（窓等を設ける。） ・ただし、必要に応じて、（備品で計画されるプロジェクターから備品で計画されるスクリーン上に投影された文字や図を含む映写面が室内で確実に視認できる程度に）外光による室内の明るさを調整できるような仕様とすること。 		

施設区分	市民活動エリア	B-23	
施設機能	市民活動機能		
諸室区分			
室名	製作工房		
定員・規模	規模：35 m ² 以上		
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設の舞台芸術の公演等で使用される大道具等の製作場。 ・市民による木工作業室としての利用も行う。 		
主な開催事業	●ワークショップ		
室性能	他の諸室の運用に支障のない程度の防音仕様とする。		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・主ホールやアートスペースに製作工房で製作した大道具等を搬出入できる位置に計画すること。 ・単独した室としても利用することができるよう、利用者動線も考慮すること。 ・室内環境を考慮し、十分な換気や空調が行えること。 ・床や壁、天井の仕上げは各種材料等が接触しても破損等しにくい材料で仕上げること。ただし、破損等が生じた場合でも容易に補修することのできる材料とすること。 ・ステンレス製の流し台を備えること。（給湯設備有り） ・排水にはオイルトラップ程度の設備を計画すること。 		

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	市民活動エリア	B-24
施設機能	市民活動機能	
諸室区分		
室名	倉庫	
定員・規模	規模：事業者の提案による	
施設の概要	・市民活動室、研修室で利用される備品を収納する。	
主な開催事業	—	
室性能	—	
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動関係諸室に近接する位置に計画すること。 ・収納品を取り出しやすい構造とすること。 (簡単な音響機器、映像機器、予備の机・椅子、立て看板等を収納することを想定する。) 	

施設区分	共用エリア	C-1
施設機能	施設共用機能	
諸室区分		
室名	エントランス	
定員・規模	規模：50 m ² 以上	
施設の概要	・施設利用者、観客関係のエントランス。	
主な開催事業	—	
室性能	—	
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋駅から東側道路、ペデストリアンデッキ等を利用して来館する人に対し、視認性の高い場所に計画すること。 ・傘立ての設置等、雨天や降雪などの荒天時の対策を考慮すること。ただし、傘立て等を使用しない場合は、収納もしくは隠すことのできる工夫を行うこと。 ・床はすべりにくく、濡れても支障のない仕上げとすること。 ・エントランスが各特定のエリアに直結するのではなく、共用エリア（交流スクエア（C-2））を介して各エリアがつながるよう、エントランス・交流スクエアから各エリアへの利用者動線を計画すること。 <p>◎本施設は、豊橋市の顔となる施設であり、芸術文化を核として地域の文化的アイデンティティを構築・蓄積してゆく施設として位置付けられている。</p> <p>このため、エントランス空間については、使用される内装材についても、豊橋市の顔となる施設であるということに十分な配慮を行ったうえで、種類や材質などを選定することが求められる。(空間形状はもとより、使用される内装材についても審査の対象となる。)</p>	

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	共用エリア	C-2	
施設機能	施設共用機能		
諸室区分			
室名	交流スクエア		
定員・規模	規模 : 220 m ² 以上		
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・(観客や活動室の利用者に限らない) 一般の人々に開放される自由な空間であり、豊橋市芸術文化交流施設に関する情報提供を行う。 ・創造活動を支え、市内外の様々な主体の交流を促進し、人の育成を図り、都市の多様な機能との連携を模索する場として相応しい空間とする。 ・時間の経過とともに活動の内容が変化し、発展していくことが想定されるため、変化にできるだけ対応できるものとする。 ・まちに開かれ、舞台関係者だけではない多様な人々が交流し、触発し合える場としてふさわしい空間とする。 		
主な開催事業	<p>※ロビーコンサート、展示会、トークイベント等 ※施設で行われる全ての事業に伴う利用</p>		
室性能	—		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・施設エントランスに隣接し、施設外部からも視認性の高い場所に計画すること。 ・空間の広さはもとより、十分な高さの天井高を確保し、開放的な空間を確保すること。 ・アートスペースや主ホールホワイエとのつながりに十分配慮し、交流スクエアとホワイエの階層が分かれている場合でも、時にはホワイエとの一体的な利用も行えるように計画すること。 ・各種展示や集会、レセプションといった多彩な使われ方も考えられるので、このような試みが行えるような自由度の高い開放的な空間とする。 ・ポスターや美術作品等の簡易な展示が行えるような工夫を行うこと。 ・交流スクエア内の舞台設備は要求水準書を参照すること。 ・ホール内の映像の提供（ITV 設備）を含む、施設利用者や訪問者に対して情報映像やプロモーション映像等を提供可能な映像・音響設備を設けること。 ・施設で行われる事業の情報や、諸室の利用状況等の情報を来館者に伝達するための情報発信設備を設けること。 ・来館者が休憩時に使用することのできるベンチ等を適宜計画すること。 ・エントランス (C-1) が各特定のエリアに直結するのではなく、共用エリアを介して、各エリアがつながるように、エントランス・交流スクエアから各エリアへの利用者動線を計画すること。 <p>◎本施設は、豊橋市の顔となる施設であり、芸術文化を核として地域の文化的アイデンティティを構築・蓄積してゆく施設として位置付けられている。</p> <p>このため、交流スクエア空間については、空間形状はもとより、使用される内装材についても、豊橋市の顔となる施設であるということに十分な配慮を行ったうえで、種類や材質などを選定することが求められる。(空間形状はもとより、使用される内装材についても審査の対象となる。)</p>		

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	共用エリア	C-3	
施設機能	施設共用機能		
諸室区分			
室名	ロッカースペース		
定員・規模	規模：事業者の提案による		
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者が自由に利用できるロッカーを設置する。 		
主な開催事業	—		
室性能	—		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・交流スクエアに近接した場所に計画すること。 ・交流スクエアの室内のデザインに配慮した位置や色を十分に検討すること。 ・利用者に支障のないカギシステムとすること。 ・ロッカー内に忘れ物がないことを容易にチェックできるスポーツロッカー（有孔）とすること。 		

施設区分	共用エリア	C-4	
施設機能	施設共用機能		
諸室区分			
室名	託児室		
定員・規模	定員・規模：事業者の提案による		
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児を遊ばせることができる場。 ・主ホールおよびアートスペース、創造活動室等で行われる事業の主催者による運営を前提とする。 		
主な開催事業	—		
室性能	—		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易な遊具を設置すること。 ・運営管理事務室や交流スクエアに近接した場所に計画すること。 ・内部の様子を外部からも見ることができる構造とすること。 ・壁や床の仕上げは、幼児が転倒した場合においても安全な素材を使用すること。 ・各部の納まりについては、安全性を最大限考慮したものとすること。 ・幼児用トイレ、温水シャワー、流し台を設置すること。 		

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	共用エリア	C-5	
施設機能	施設共用機能		
諸室区分			
室名	共用トイレ		
定員・規模	定員・規模：事業者の提案による		
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・全施設の利用者が利用できるトイレ。 		
主な開催事業	—		
室性能	—		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・男女別に加え、車椅子利用者が利用することが可能な多目的トイレを適宜設置すること。 ・専用トイレがある施設（主ホール（ホワイエ・楽屋）、アートスペース（ホワイエ・楽屋）、稽古場）以外の市民活動ゾーン・交流スクエア等に対して適宜配分すること。 ・共用エリアが複数階にわたる場合は、各階に適切な数を配分すること。 <p>◎高齢者や障がい者にも使いやすく、かつ、市民の発表や鑑賞活動が行われる文化施設のトイレとして利用者に不快感を与えないような機能と装飾性を、内装計画や器具の採用にあたって十分配慮すること。（仕上げ材料については審査の対象とする。）</p>		

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	管理エリア	D-1	
施設機能	管理事務室機能		
諸室区分			
室名	運営管理事務室		
定員・規模	定員：収容人数 15 名程度・規模：90 m ² 以上		
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・施設での事業・運営・管理業務に携わる職員の執務室。 ・施設の利用受付のほか、チケット販売なども行う。 		
主な開催事業	※受付、相談、来客対応等		
室性能	—		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・交流スクエアに近接し、来館者にわかりやすい場所に配置すること。(受付業務等を行いやすくするだけでなく、利用者と施設の管理者の関係を親しみのあるものにできるよう配慮すること。) ・受付・相談業務を行うためのカウンターを交流スクエアに面して設けること。 ・各部門との動線に配慮すること。 ・業務に必要な事務家具や事務機器の配置を考慮した室形状とすること。 ・職員の簡易な打ち合わせ等を行えるスペースを設けること。 ・チケット販売を行うためのシステムを(交流スクエアに面した位置に)設置する可能性があるので、必要な機器・配線を設けられるスペースに配慮すること。 ・監視用モニター設備(ITV 設備)及び館内放送等の連絡設備を設けること。 ・フリーアクセス仕様とすること。 ・最終退出時に、舞台や他の室を経由せずに施設外へアクセスできる位置に計画すること。 ・中央監視機能を持つこと。 		

施設区分	管理エリア	D-2	
施設機能	管理事務室機能		
諸室区分			
室名	応接室		
定員・規模	定員・規模：事業者の提案による		
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・来賓来客の応接に利用する室。 		
主な開催事業	—		
室性能	—		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・運営管理事務室に隣接し、事務室の入口に近い場所に計画すること。 ・ソファやテーブル等の配置を考慮した室形状とすること。 		

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	管理エリア	D-3	
施設機能	管理事務室機能		
諸室区分			
室名	給湯室		
定員・規模	規模：事業者の提案による		
施設の概要	・運営管理職員専用の給湯室。		
主な開催事業	—		
室性能	—		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・運営管理事務室に隣接し、応接室の位置にも配慮した場所に計画すること。 ・流し台を設け、給水、給湯、排水設備等を備えること。 ・湯沸かしは基本的に電気ポットを使用する。 ・什器などの収納するための固定棚を設けること。 		

施設区分	管理エリア	D-4	
施設機能	管理事務室機能		
諸室区分			
室名	職員用更衣室		
定員・規模	2室（男女各1室）、規模：事業者の提案による		
施設の概要	・運営管理職員専用の更衣室		
主な開催事業	—		
室性能	—		
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・運営管理事務室に隣接した場所に計画すること。 ・男女別に設けること。 ・ロッカー等の配置を考慮した室形状とすること。 		

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	管理エリア	D-5
施設機能	管理事務室機能	
諸室区分		
室名	事務室 トイレ	
定員・規模	2 室（男女各 1 室）、規模：事業者の提案による	
施設の概要	・運営管理職員専用のトイレ	
主な開催事業	—	
室性能	—	
施設の仕様	・運営管理事務室に隣接した場所に計画すること。 ・男女別に設けること。 ・手洗器を備えること。	

施設区分	管理エリア	D-6
施設機能	管理事務室機能	
諸室区分		
室名	事務室倉庫	
定員・規模	規模：事業者の提案による	
施設の概要	・管理事務室専用の倉庫	
主な開催事業	—	
室性能	—	
施設の仕様	・運営管理事務室に隣接した場所に計画すること。 ・収納品を簡便に取り出しやすい扉や構造とすること。	

施設区分	管理エリア	D-7
施設機能	管理事務室機能	
諸室区分		
室名	維持管理事務室	
定員・規模	定員・規模：事業者の提案による	
施設の概要	・施設の維持管理業務（清掃業務を含む）に携わる職員の執務室。 ・維持管理職員の休憩室も兼ねる。	
主な開催事業	—	
室性能	—	
施設の仕様	・運営管理事務室や機械室からのアクセスが容易な場所に計画すること。 ・維持管理業務（清掃業務等）に携わる職員の休憩、更衣も行える室とすること。 ・必要に応じて、専用のトイレ、洗面所、洗濯機、倉庫等の機能を付加しても良い。	

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	管理エリア	D-8
施設機能	機械室機能	
諸室区分		
室名	電気室	
定員・規模	規模：事業者の提案による	
施設の概要	・受変電設備等を設置する。	
主な開催事業	—	
室性能	—	
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ、給湯室等、水を利用する室の下階に配置しないこと。 ・維持管理事務室及び運営管理事務室からのアクセスが容易な場所に計画すること。 ・十分な広さを確保し、メンテナンスに支障のない構造とすること。 ・将来の改修・更新が容易に行える場所に配置し、必要に応じて機器の搬出入用の開口を設けること。 ・主ホールやアートスペースに機器の騒音や振動が伝わることのないよう、構造等の配慮を行うこと。 	

施設区分	管理エリア	D-9
施設機能	機械室機能	
諸室区分		
室名	空調機械室	
定員・規模	規模：事業者の提案による	
施設の概要	・空調設備機器を設置する。	
主な開催事業	※日常業務	
室性能	—	
施設の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理事務室及び運営管理事務室からのアクセスが容易な場所に計画すること。 ・十分な広さを確保し、メンテナンスに支障のない構造とすること。 ・将来の改修・更新が容易に行える場所に配置し、必要に応じて機器の搬出入用の開口を設けること。 ・主ホールやアートスペースに機器の騒音や振動が伝わることのないよう、構造等の配慮を行うこと。 	

(別紙 13) 諸室整理票

施設区分	管理エリア	D-10	
施設機能	その他		
諸室区分			
室名	廊下・階段等		
定員・規模	規模：事業者の提案による		
施設の概要	・施設内の人・物の動線。		
主な開催事業	※施設で行われる全ての事業		
室性能	—		
	<ul style="list-style-type: none"> ・運営管理計画（＊）に配慮した動線計画及びキーシステムを提案すること。 ・交流スクエアから全てのエリア（主ホール・アートスペースのホワイエ、創造活動機能・市民活動機能の諸室、運営管理事務室）に容易に（車椅子等でも）アクセスが可能であるよう、各階ごとの平面動線だけでなく、必要な縦方向の動線にも留意すること。 ・楽屋、ホワイエ、創造活動室A・Bといった利用者が限定されるエリアごとに（車椅子等でも容易に移動できるよう）必要な縦方向の動線にも留意すること。 <p>* エリア、機能諸室ごとの区画についての考え方は以下のように想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■主ホール、アートスペース、創造活動室A・B <ul style="list-style-type: none"> ・主ホールとアートスペースは、観客を入れた発表利用が同時に見えるように計画すること。同時利用の際には、楽屋などの舞台関係の裏動線が完全に区画できる必要がある。 ・ただし、主ホールまたはアートスペースで出演者・スタッフが多大となる利用の際には、主ホールの楽屋や舞台裏と、アートスペースとその楽屋、創造活動室A・Bとをつなぐ裏動線を確保することにより、それぞれの楽屋や控室、またはリハーサル室として一体的に利用が可能な様に計画すること。 ・主ホールの舞台備品庫から主ホール、アートスペース、創造活動室A・Bへの大道具備品等の動線については、各階ごとの平面動線はもとより、縦動線についても十分に配慮した計画すること。 ・主ホール、アートスペースの楽屋などの舞台関係の裏動線と創造活動室A・Bエリアの廊下幅は有効3m以上、有効高さも3m以上とし、段差は設けないこと。 ・創造活動室A・Bには、交流スクエアを経由した表動線を確保するとともに、アートスペースの搬入口からの道具類の搬入動線の確保や、アートスペースの楽屋口を経由した利用者の出入りも可能となるように動線を計画する。 		
施設の仕様	<p>* 運営管理上の主たる動線については以下のように想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■事務所（運営管理・維持管理）勤務者の動線 <ul style="list-style-type: none"> ・最終退出口を事務所勤務者の主たる出入口とすること。（最終退出口を想定・計画すること。） ・最終退出口については、運営管理事務室から舞台や他の室を経由せずに施設外部へ出ることができるような位置及び動線を計画すること。 ・最終退出口を楽屋口（主ホールまたはアートスペース）と兼用する場合には、出入口の管理方法、警備のシステムを提案すること。 ■主ホール、アートスペースを訪れる利用者（観客）の動線 <ul style="list-style-type: none"> □ 一般 <ul style="list-style-type: none"> ・エントランスから交流スクエアを経由して主ホール、アートスペースのホワイエへ。 □ 障がい者 <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子対応駐車スペースから長く屋外を移動することなく入館し、舞台や他の室を経由せず交流スクエアへ。 □ VIP（貴賓） <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場から、舞台や他の室を経由せず運営管理事務室内の応接室へ。 ■主ホール、アートスペースを利用する主催者（出演者・スタッフ）の動線 <ul style="list-style-type: none"> ・各楽屋口から入館し、目的の室に向かう。 ・各楽屋口の解錠、施錠は主催者側で行うが、施錠の管理は運営管理事務室で行うことと想定している。このような運用に適したキーシステムを提案すること。 ■創造活動室A・Bを利用する場合の動線についての注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・創造活動室A・Bの利用については、交流スクエアを経由したアクセスを基本とするが、運営者の関与した利用等、場合によっては、アートスペースの楽屋口から当該活動室へアクセスすることも可能なものとし、その際の楽屋口の解錠・施錠については、アートスペースを利用する主催者（出演者・スタッフ）に準じる。 		